



平成 19 年 9 月 19 日

各 位

会社名 森下仁丹株式会社
代表者名 代表取締役社長 駒村 純一
(コード番号 4524 東証、大証第2部)
問合せ先 取締役経営企画室長 武貞 文隆
電話番号 06-6761-1131(代表)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定について

当社は、平成 19 年 9 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議しましたので、お知らせいたします。

なお、変更箇所は下線で表示しており、その他の部分につきましては、変更はございません。

記

1.内部統制システム構築の基本的な考え方

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という)を整備する。

内部統制システムの構築は効率的で適法な企業体制を作ることと目的とし、本決議に基づく内部統制システムは速やかに実行するものとし、さらにその向上を目指しシステムの改善を進めていくものとする。

2.内部統制システム構築の決議事項

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の規定する『文書管理規程』に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という)に記録し、保存および管理する。取締役および監査役は、同規程により、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメントを行うため 代表取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」を組織し、当社グループ全体の横断的なリスク管理体制を設ける。

リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づきリスク管理基本方針を策定のうえ担当部署に浸透を図る一方リスクマネジメントの状況を定期的に取り締役会および監査役会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。

なお、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする「特別対策本部」を設置し危機対応の体制をとると同時に 迅速に行動し、損害およびその拡大を防止する。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月 1 回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図るとともに、経営計画の策定や重要な業務執行課題については、事前にとり締役等で構成する経営委員会で十分な議論を行ったうえで審議し決定する。

なお、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

④ 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ会社は共通の「企業行動憲章」を制定し、当社代表取締役社長が繰り返しその精神をグループ会社を含む役員および社員に伝えることによりコンプライアンスを徹底する。

また代表取締役社長を委員長とする『コンプライアンス委員会』を組成し、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、「コンプライアンスマニュアル」に基づいた全社員への教育ならびに監理を実施する。さらに、これらの活動は定期的にとり締役会および監査役会に報告する。

さらに、内部監査室を設置し、内部監査室は会社の業務実施状況を把握のうえ 全ての業務が法令・定款および社内規程に準拠し適性・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公平不偏に調査・検証するとともに 代表取締役社長にその結果を定期的および必要に応じて報告する。

なお、法令・規定に反した行為等について役員及び社員が直接情報提供を行うホットラインを設置運営するとともに当該者には「森下仁丹公益通報者保護規定」に沿った対応をとるものとする。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社における内部統制システムの構築を目指し、当社経営企画室が中心となり、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制整備を実施する。

当社取締役ならびにグループ会社の社長は、各社の業務執行の適正を確保する内部統制システムの確立と運用の権限ならびに責任を有するものとし、コンプライアンスならびにリスクマネジメント等の状況を必要に応じて取締役会ならびに監査役会に報告するものとする。

なお、経営管理については、関連会社管理規程に基づき 一定の事項については当社への報告を義務付け、当社がグループ各社の経営指導と管理を徹底する。

また、内部監査室がグループ各社に対する内部監査を実施し、その結果を当社取締役ならびにグループ各社の社長に報告および改善指示する事により 当社グループのコンプライアンス・リスクマネジメントの効果的な体制を整備する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には監査役と協議の上設置するものとする。

監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異動および人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

⑦ 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制ならびにその他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて以下に記載する報告および情報提供を行うこととする。

- ① 内部統制システム構築に係る事項
- ② グループ会社の監査に係る事項
- ③ リスク管理に係る事項
- ④ コンプライアンスに係る事項
- ⑤ 業務の執行状況に係る事項
- ⑥ 社内稟議書等会議議事録の回付義務付け 等

また、監査役は取締役会の他、経営委員会等に出席し、経営に関する重要な報告を受けるものとする。

⑧ 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

すでに社外監査役2名に就任していただき、「監査役会規則」に沿って監査体制を固めているが、さらに監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定し、監査の実効性を高めていくものとする。

また、内部監査室は内部監査の計画、結果の報告を監査役に対して定期的および必要に応じて行い、監査役監査が実効的に行われる体制を確保する。

以上